

二 特定農林水産物等名称保護法第三条第一項の規定により商品又は商品の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

三 特定農林水産物等名称保護法第三条第一項の規定により商品に関する送り状に地理的表示を付して展示する行為

(登録免許税法の一部改正)
第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第八十七号の次に次のように加える。

八十七の二 登録生産者団体の登録又は変更の登録	登録件数	一件につき九万円
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号)第六条(特定農林水産物等の登録)の登録生産者団体の登録又は同法第十五条第一項(生産者団体を追加する変更の登録)の変更の登録		

(政令への委任)
第六条 附則第三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

農林水産大臣臨時代理
財務大臣 麻生 太郎
農務大臣 石原 伸晃
経済産業大臣 茂木 敏充
内閣総理大臣 安倍 晋三

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第八十五号

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、入域料をその経費に充てて実施する事業又は自然環境トラスト活動を促進する事業を通じて自然環境を保全し、及びその持続可能な利用を推進することの重要性に鑑み、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関し、基本方針の策定、地域計画の作成等について定めることにより、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図り、もって地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地域自然環境保全等事業」とは、都道府県又は市町村が、自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第二条第二号に規定する国立公園(以下「国立公園」という。)、同条第三号に規定する国定公園(以下「国定公園」という。)、等の自然の風景地、文化財保護法(昭和二十五年法律第二十四号)第二条第一項第四号に規定する記念物に係る名勝地その他の自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重要な地域において、当該地域の自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であつて、当該事業を実施する区域内への立ち入りについて、当該区域内に立ち入る者から收受する料金(次条第二項第一号及び第四条第二項第一号八において「入域料」という。)をその経費に充てるものをいう。

2 この法律において「自然環境トラスト活動」とは、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれらに準ずる者として環境省令・文部科学省令で定めるもの(以下「一般社団法人等」という。)(又は都道府県若しくは市町村が行う次に掲げる活動をいう。
一 自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的として前項に規定する地域内の土地(その土地の定着物を含む。次号において同じ。)を取得すること。
二 前号に掲げるもののほか、前項に規定する地域内の土地に係る活動であつて自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的とするものとして環境省令・文部科学省令で定めるもの

3 この法律において「自然環境トラスト活動促進事業」とは、都道府県又は市町村が、当該都道府県又は市町村の区域における自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するため、自然環境トラスト活動を促進する事業をいう。
4 この法律において「地域自然資産区域」とは、地域自然環境保全等事業が実施される区域及び自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動が行われる区域をいう。

(基本方針)
第三条 環境大臣及び文部科学大臣は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針(以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 入域料に関する事項その他の地域自然環境保全等事業に関する基本的事項
二 自然環境トラスト活動に関する事項その他の自然環境トラスト活動促進事業に関する基本的事項

三 前二号に掲げるもののほか、地域自然環境保全等事業及び自然環境トラスト活動促進事業の実施に関する重要事項
3 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定めようとするときは、農林水産大臣、国土交通大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
4 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(地域計画の作成等)
第四条 都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該都道府県又は市町村の区域に係る地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する計画(以下「地域計画」という。)を作成することができる。
2 地域計画には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 地域自然環境保全等事業を実施する場合 次に掲げる事項
- イ 地域自然環境保全等事業を実施する区域
- ロ 地域自然環境保全等事業の内容
- ハ 入域料に関する事項
- 二 計画期間
- ホ その他地域自然環境保全等事業の実施に関し必要な事項
- 二 自然環境トラスト活動促進事業を実施する場合 次に掲げる事項
- イ 自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域
- ロ イの自然環境トラスト活動の内容
- ハ 自然環境トラスト活動促進事業の内容
- 二 計画期間
- ホ その他自然環境トラスト活動促進事業の実施に関し必要な事項